

自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会 規約

令和4年6月8日

(名称)

第1条 この検討会は、「自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会」(以下「検討会」という。)という。

(目的)

第2条 自動運転の実用化に向けた実証実験や制度整備が進められる中、本年4月には特定自動運行に係る許可制度の創設等に関する改正道路交通法が公布された。本制度改正により、今後、特定自動運行に係る許可を受けた者が、運転者が存在しない状態の自動運転車(以下単に「自動運転車」という。)を公道で運行すること、また、自動車運送事業者が、自動運転車を用いた運送事業を行うことが想定される。

一方で、道路運送法及び貨物自動車運送事業法において、事業者は、輸送の形態を問わず輸送の安全確保等に係る責務を負うことから、自動運転車を用いた運送事業を行う場合においても、従来と同等の輸送の安全確保等を図ることが必要である。

このため、本検討会においては、自動車運送事業者が従来と同等の輸送の安全等を確保しつつ自動運転車を用いた運送事業を行うことを可能とするために具体的に講ずべき事項等について検討することを目的とする。

(委員)

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

(座長)

第4条 検討会に座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 座長は、議事の進行にあたる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省自動車局安全政策課が行う。

(関係者からの意見聴取等)

第6条 座長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

- 2 座長が必要と認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。

(議事の公開)

第7条 会議は冒頭部分のみ公開とし、議事は非公開とする。

- 2 検討会の資料は、特段の理由がある場合を除き公開する。
- 3 検討会の議事概要は、座長の確認を得たのち公開する。

自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等に関する検討会
委員等名簿

【委員】

| | |
|--------|---|
| 今井 猛嘉 | 法政大学大学院法務研究科 教授 |
| 寺田 一薫 | 東京海洋大学大学院流通情報工学部門 教授 |
| 中野 公彦 | 東京大学生産技術研究所 教授 |
| 森山 みずほ | モータージャーナリスト |
| 大西 政弘 | 公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部長 |
| 田中 宏 | 公益社団法人日本バス協会 技術安全部長 |
| 川村 泰利 | 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 技術環境委員長 |
| 河合 英直 | 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所 自動運転研究統括監 自動車安全研究部長 |

(順不同、敬称略)

【オブザーバー】

| | |
|-------|-----------------------------|
| 伊藤 健一 | 警察庁交通局交通企画課 自動運転企画室長 |
| 福永 茂和 | 経済産業省製造産業局自動車課 ITS・自動走行推進室長 |
| 多田 善隆 | 国土交通省自動車局技術・環境政策課 自動運転戦略室長 |
| 北川 由佳 | 国土交通省自動車局旅客課 バス産業活性化対策室調整官 |
| 長瀬 洋裕 | 国土交通省自動車局貨物課 課長補佐 |
| 猶野 喬 | 国土交通省自動車局車両基準・国際課 安全基準室長 |
| 明石 直也 | 国土交通省自動車局整備課 課長補佐 |

【事務局】

国土交通省自動車局安全政策課